

補遺

2024年10月

(株)日本法令

『工事下請注文書』の取扱いについて

令和6年11月1日より「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」施行に伴い、事業者が、個人または法人であって従業員を使用しない者（特定受託事業者※一人親方など）に業務を委託する場合は、注文書等の契約書面に建設業法19条（建設工事の請負契約の内容）第1項の事項に加えて、『給付の内容について検査する場合は、検査を完了する期日』の記載が義務化されます。

令和6年11月1日以降、弊社商品「(注文番号：建設28-1) 工事下請注文書（基本契約方式）」および「(注文番号：建設29) 工事下請注文書（個別契約方式）」を、一人親方などへの注文書として使用する場合は、注文書の空白箇所に以下のように「検査完了日」を追加してご使用いただけますようお願いいたします。

≪記入例≫

検査完了日：(元請負人が工事完成の通知を受けた日より) ○日以内

工事を施工しない日又は施工しない時間帯 平日18時から翌日8時 土日祝日	検査完了日：元請負人が工事完成の 通知を受けた日より5日以内
---	-----------------------------------

以上